

10月開催



福岡県 令和3年度雇用維持・安定支援事業

新型コロナウイルス感染症で雇用の維持にお困りの県内企業の皆様へ

# 労務管理の専門家(社会保険労務士)にご相談ください!

- ◎雇用調整助成金、産業雇用安定助成金など雇用関係助成金について申請に向けたアドバイスを受けたい
- ◎助成金の申請に向けてどの書類が必要かわからない
- ◎時差通勤や特別休暇の制度を新たに設けるためにアドバイスを受けたい
- ◎労使協定の締結や就業規則の整備等の労務管理について相談したい

相談  
無料

事前  
予約制



対象

県内企業・事業所

申込方法

WEBで申込→福岡県庁HPにアクセスし、案内に従ってお申込みください。

福岡県庁 雇用維持・安定支援事業

で検索



お電話で申込→下記問合せ先にご連絡ください。

地区	日程	時間	場所
福岡	10月 6日(水)	10時~17時	福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂1-8-8)
	10月12日(火)	13時~17時	新宮町商工会館 (糟屋郡新宮町下府3-17-1)
	10月20日(水)	10時~17時	福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂1-8-8)
	10月26日(火)	13時~17時	宇美町商工会館 (糟屋郡宇美町宇美5-2-14)
北九州	10月 5日(火)	13時~17時	遠賀町商工会 (遠賀郡遠賀町遠賀川2-6-18)
	10月13日(水)		行橋市役所 (行橋市中央1-1-1)
	10月20日(水)		北九州パレス (北九州市小倉北区井堀5-1-3)
	10月26日(火)		中間商工会議所 (中間市長津1-7-1)
筑後	10月 7日(木)	13時~17時	久留米総合庁舎 (久留米市合川町1642-1)
	10月14日(木)		小都市総合保健福祉センター「あすてらす」(小都市二森1167-1)
	10月22日(金)		みやま市役所 (みやま市瀬高町小川5)
	10月28日(木)		柳川市役所大和庁舎 (柳川市大和町鷹ノ尾120番地)
筑豊	10月 5日(火)	13時~17時	添田町役場 (田川郡添田町大字添田2151)
	10月13日(水)		宮若商工会議所 (宮若市宮田3673番地3)
	10月20日(水)		飯塚総合庁舎 (飯塚市新立岩8-1)
	10月28日(木)		鞍手町総合福祉センター (鞍手郡鞍手町新延414-1)

※11月以降も実施予定です。最新の実施予定は、上記福岡県ホームページに掲載します。

【お問合せ】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL:092-643-3587 FAX:092-643-3588

E-mail:rosei@pref.fukuoka.lg.jp (受付時間:月~金 8:30~17:15 土日祝 休み)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の皆さまへ

## 企業の規模を問わず、 雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！

※例えば、飲食店が営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合も対象となります。

### 1人1日あたりの助成額

「休業を実施した場合に支払った

**休業手当に相当する額** × 「**助成率 (2/3~10/10)**」

(1人1日あたりの上限額 13,500円もしくは15,000円)

### 雇用調整助成金の短時間休業への活用例

- シフト制における短時間休業にも活用可能です  
(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)
- 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です  
(例：業績の落ち込んだ一部のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です  
(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

### 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方も対象 (\*)

(\*) 「緊急雇用安定助成金」として支給されます

### 雇用調整助成金等のお問合せ先

#### 〈福岡助成金センター 雇用調整助成金分室〉

【電話】092-402-0537

【受付時間】8:30~17:15 (土日・祝日、年末年始除く)



#### 〈雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター〉

【電話】0120-60-3999

【受付時間】9:00~21:00 (土日・祝日含む)



※上記の情報は令和3年9月10日時点のものです。最新の情報は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

## 令和3年度雇用維持・安定支援事業（福岡県事業）について

福岡県では、雇用調整助成金をはじめとする雇用関係助成金の活用を考えている県内企業等の皆さまに対し、労務管理の専門家（社会保険労務士）による個別相談会などを行っております。詳細は裏面をご確認ください。

